

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第6)

受けようとする免許状の種類		養護教諭専修免許状(備考3)					養護教諭一種免許状(備考3)					養護教諭二種免許状								
基礎資格		養護教諭一種免許状を有していること。					養護教諭二種免許状を有していること。					別表第2(ロ)の項による養護教諭二種免許状を有していること。								
在職年数		3	3	4	5	1	1	6	7	8	9	10	10	1	6	7	8	9	10	1未満
合計(所要単位数)		15	20	15	10	10	10	30	25	20	15	10	10	10	30	25	20	15	10	10
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)		2	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1
	学校保健		1	2科目に	1	同左	同左	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同左
	養護概説		1	について	1	同左	同左	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同左
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		1	各1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	栄養学(食品学を含む。)		2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1
	解剖学・生理学		1	同左	同左	同左	同左	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	同左
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	同左
	精神保健		1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	同左
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)		1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1	
小計			8	6	4	4	4	14	12	10	8	4	4	4	14	12	10	8	4	4
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目																			
	教育に理念並びに教育に関する歴史及び思想																			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び生徒に対する理解																			
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解																				
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)																				
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)																				
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)																				
小計			2	2	2	1	1	4	3	3	3	2	1	4	3	3	3	2	1	1
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容																			
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)																				
生徒指導の理論及び方法																				
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法																				
小計			4	3	2	2	2	4	4	3	2	2	2	4	4	3	2	2	2	2
小計			6	5	4	3	3	8	7	6	5	4	3	8	7	6	5	4	3	3
大学が独自に設定する科目(備考2)		15	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1
その他の科目(備考4)			4	2		2	2	6	4	2			2	6	4	2				2
免許法の適用条項		別表第6	同左			別表第6備考1	別表第6備考1	同左					別表第6備考2	同左						別表第6備考2
免許法施行規則の適用条項		17条1項	同左			17条3項	12条後段 17条表備考	17条1項					17条3項	17条1項						17条3項

- 備考1 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 3 一種免許状の授与を受ける場合の単位については、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。ただし、短期大学の専攻科(学位規則第6条第1項に規定する(独)大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。)において修得した単位については、含めることができます。(免許法 別表第3備考5号)
- 4 一種免許状又は二種免許状を受けようとする者は、「養護に関する科目」及び「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければなりません。(免許法施行規則 第17条第2項)
- 5 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。